

4 - 8 報酬・料金等の課税状況

	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
	人	千円	千円	
法第 204条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	552,764	116,247,714	11,676,961
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	707,650	442,663,770	44,591,137
	診療報酬	24,381	429,049,302	37,765,571
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	537,960	371,546,866	18,678,642
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	92,907	33,772,271	3,547,628
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	46,917	55,469,255	3,477,710
	契約金・賞金	9,526	8,733,892	599,370
	計	1,972,105	1,457,483,070	120,337,019
法第 203条の 2 該当 (公 的 年 金 等)	1,822,962	1,073,879,984	35,817,980	
法第 207条該当 (生命保険契約等に基づく年金)	1,147,259	593,901,720	9,212,529	
法第 174条該当 (馬主に支払われる競馬の賞金等)	195	1,683,053	116,576	
合 計	4,942,521	3,126,947,827	165,484,104	
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	
15 年 分	4,942,918	3,115,997,257	164,554,394	
14 "	4,198,715	2,831,610,883	168,604,326	
13 "	4,444,889	2,754,891,530	169,268,979	
12 "	3,611,683	2,597,678,500	166,945,308	

調査対象等：報酬・料金等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。